

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	3	所管課	環境部環境業務課
実施項目名	ごみ収集運搬業務のあり方検討			
現状	<p>平成23年度末をもって、中部事務所を東部事務所と統合するとともに不燃ごみの収集回数を月1回に変更した。また、直営収集を行っていた中・東部エリアの可燃ごみ収集の一部(収集車5台)を民間委託した。</p> <p>平成26年度末をもって、東部事務所を閉鎖し、中・東部エリアのごみ収集車(7台)を民間委託し、資源物(蛍光管・乾電池)の収集を南部事務所に移管した。</p>			
課題	ごみ収集は、効率的な事業運営が求められていることから、エリア収集方式による収集体制の実施や、さらなる民間委託に努め、経費の削減に取り組んでいく。			
具体的な取組内容	<p>①民間事業者活用による効率的なごみ収集業務の検討</p> <p>②旧宮崎市区域の収集方式の検討(ごみ種別収集方式からエリア収集方式)</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託による経費の削減 ・効率的かつ効果的な収集運搬業務の実施 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①事務所の統廃合		検討	⇒	実施
②収集方式の検討		検討	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	エリア収集方式: 旧宮崎区域を数エリアに分け、エリアごとに収集業者を決めごみを収集する方式。			

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	△	<p>【事務所の統廃合】 事務所の統廃合については、事務所の指導員を交えた事務所のあり方検討会を開催する中で、平成26年度末をもって事務所を移転集約する方針で協議を行っている。</p> <p>【収集方式の検討】 エリア収集に向け課内で検討中である。なお、東部事務所が実施している資源物収集については、平成25年度末をもって再任用職員による収集を実施することで合意を得られたので、収集車両や収集方法の詳細について協議を行っている。</p>	
	最終	○	<p>【事務所の統廃合】 事務所の統廃合については、事務所の指導員を交えた事務所のあり方検討会を開催する中で引き続き協議を行っている。 なお、職員の減員に即した車両台数や人員の見直しを行い、東部事務所で実施していた中部区域の資源物収集車を平成26年度から、再任用職員に乗務させることで、退職者の雇用の場の確保と人件費の削減を行った。</p> <p>【収集方式の検討】 エリア収集に向け引き続き課内で検討を行っている。</p>	
26年度	中間	○	<p>【事務所の統廃合】 事務所の統廃合については、平成27年4月1日より東部事務所を廃止し、南部事務所に統合することを決定した。 また、東部事務所で実施していた可燃物収集(7台)と水曜日の不燃物収集(7台)を、平成27年4月1日から民間に委託することとした。</p> <p>【収集方式の検討】 エリア収集に向け引き続き課内で検討を行っている。</p>	
	最終	○	<p>【事務所の統廃合】 事務所の統廃合については、平成27年3月31日で東部事務所を廃止し、南部事務所に統合した。 なお、東部事務所で実施していた可燃物収集(7台)と水曜日の不燃物収集の一部(7台)を、平成27年4月1日から民間に委託するとともに、資源物収集(1台)を正職員から再任用職員に変更した。</p> <p>【収集方式の検討】 エリア収集に向け引き続き課内で検討を行っている。</p>	
27年度	中間	○	<p>【事務所の統廃合】 現在、直営収集を行っているのは、南部事務所のみである。職員数の推移を見ながら、今後の収集体制を検討する。退職に伴う職員不足の対策として臨時職員を雇用し、人件費の節減に努めている。</p> <p>【収集方式の検討】 エリア収集に向け引き続き課内で検討を行っている。</p>	
	最終	○	<p>【事務所の統廃合】 東部事務所が収集していた区域の一部を南部事務所が引き継ぎ、円滑な収集を実施した。職員不足についても臨時職員の雇用で対応し、人件費節減にもつながった。</p> <p>【収集方式の検討】 エリア収集に向けて引き続き課内で検討を行っている。</p>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
25年度	資源車(1台)の乗務員を正規職員から再任用職員に変更した。					
	効果額内訳	不要額	22,500 千円	積算内訳	人件費7,500千円 × 3名	
	12,500 千円	必要額	10,000 千円	積算内訳	人件費2,500千円 × 4名	
	26年度	可燃物(7台)の収集と不燃物の一部を民間へ委託した。 資源車(1台)の乗務員を正職員から再任用職員に変更した。				
		効果額内訳	不要額	101,600 千円	積算内訳	人件費7,500千円 × 10名、1,900千円 × 14名
		23,100 千円	必要額	78,500 千円	積算内訳	人件費2,500千円 × 7名 委託料61,000千円
27年度	収集車9台に必要な人員(9台×3名=)27名に対し、職員は22名。不足する5名を 臨時職員を雇用して対応した。					
	効果額内訳	不要額	37,500 千円	積算内訳	人件費7,500千円 × 5名	
	27,250 千円	必要額	10,250 千円	積算内訳	人件費2,050千円 × 5名	

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営		
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立		
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応		
	No.	4	所管課	建設部道路維持課	
実施項目名	市道維持補修業務の見直し				
現状	市道の維持については、通常の点検や補修、工事等以外に、程度や緊急度に応じて、一部委託のほか、市で直接施工している。				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持事務所職員の高齢化 ・外部に委託する業務の選別 				
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直営で行っている市道維持補修業務の一部を、計画的かつ段階的に外部委託に移行する。 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託による経費の節減 				
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度
外部委託の実施			実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)					

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度(H25)から1名減員となり、また、5名の人員が正職員から再任用職員(短時間勤務)に置き換わった。 <p>【業務委託の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の作業については、業者委託している。 	
	最終	◎	<p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26から2名の人員が正職員から再任用職員(短時間勤務)に置き換わった。 	
26年度	中間	○	<p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員の継続意思を確認する予定である。 ・現業中長期計画をふまえH27の業務内容及び職員体制について人事課と協議を継続している。 	
	最終	◎	<p>【職員配置】</p> <p>現業中長期計画を踏まえ、再任用職員(短時間勤務)を2人削減した。</p>	
27年度	中間	○	<p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員の継続意思を確認する予定である。 ・現業中長期計画をふまえH28の業務内容及び職員体制について人事課と協議を継続している。 	
	最終	◎	<p>【職員配置】</p> <p>現業中長期計画を踏まえ、現業正職員を1人削減した。</p>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度	再任用職員への切り替えと民間委託による経費削減				
		効果額内訳	不要額	15,000 千円	積算内訳	人件費7,500千円×2人
		9,800 千円	必要額	5,200 千円	積算内訳	人件費2,600千円×2人
	26年度	再任用職員削減による経費削減				
		効果額内訳	不要額	18,200 千円	積算内訳	人件費2,600千円×7人
		5,200 千円	必要額	13,000 千円	積算内訳	人件費2,600千円×5人
27年度	現業正職員削減による経費削減					
	効果額内訳	不要額	22,500 千円	積算内訳	人件費7,500千円×3人	
	7,500 千円	必要額	15,000 千円	積算内訳	人件費7,500千円×2人	

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	5	所管課	教育委員会保健給食課
実施項目名	学校給食調理業務委託等の円滑な実施			
現状	<p>単独校45カ所(小学校35校、中学校10校)及び給食センター5カ所(中央、佐土原、田野、高岡、清武)のうち、単独校22カ所及び給食センター1カ所の調理業務を民間に委託している。</p>			
課題	<p>今後も、厳しい財政状況の中で、効率的な学校給食の運営に努める必要がある。</p>			
具体的な取組内容	<p>・直営で行っている学校給食調理業務について、関係団体と協議を行いながら、計画的かつ段階的に民間委託を進めていくとともに、今後とも、効率的な業務の実施方法について検討を進める。</p>			
期待される効果	<p>・民間委託による経費の節減</p>			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
関係団体との協議		実施	⇒	⇒
委託校の決定		実施	⇒	⇒
学校及び保護者への説明		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月から小学校1校を新たに民間委託した。 ・平成26年度新たに小学校4校を民間委託することについて、関係団体と協議中である。 	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度新たに委託した小学校1校の学校給食調理業務は、1年間順調に実施された。 ・平成26年度については、新たに小学校4校の学校給食調理業務を民間委託することとした。 	
26年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から小学校4校を新たに民間委託した。 ・平成27年度新たに小学校3校を民間委託することについて、関係団体と協議中である。 	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度新たに委託した小学校4校の学校給食調理業務は、1年間順調に実施された。 ・平成27年度については、新たに小学校2校の学校給食調理業務を民間委託することとした。 	
27年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月から小学校2校を新たに民間委託した。 ・平成28年度新たに小学校2校を民間委託することについて、関係団体と協議中である。 	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度新たに委託した小学校2校の学校給食調理業務は、1年間順調に実施された。 ・平成28年度については、新たに小学校2校の学校給食調理業務を民間委託することとした。 	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)			
25年度	・平成25年度新たに小学校1校の学校給食調理業務の民間委託を行い、人件費等の経費の節減を行った。				
	効果額内訳	不要額	33,624 千円	積算内訳	【直接人件費等(試算)】 西池小33,624千円
	20,432 千円	必要額	13,192 千円	積算内訳	【調理業務委託費】 西池小13,192千円
26年度	・平成26年度新たに小学校4校の学校給食調理業務の民間委託を行い、人件費等の経費の節減を行った。				
	効果額内訳	不要額	94,084 千円	積算内訳	【直接人件費等(試算)】 江南小 27,839千円 宮崎小 19,210千円 潮見小 27,837千円 宮崎港小19,198千円
	52,999 千円	必要額	41,085 千円	積算内訳	【調理業務委託費】 江南小 10,908千円 宮崎小 8,900千円 潮見小 12,377千円 宮崎港小8,900千円
27年度	・平成27年度新たに小学校2校の学校給食調理業務の民間委託を行い、人件費等の経費の節減を行った。				
	効果額内訳	不要額	53,690 千円	積算内訳	【直接人件費等(試算)】 檜 小 26,971千円 恒久小 26,719千円
	32,799 千円	必要額	20,891 千円	積算内訳	【調理業務委託費】 檜 小 10,655千円 恒久小 10,236千円

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	6	所管課	総務部人事課
実施項目名	指定管理者制度の効率的・効果的な運用			
現状	平成15年9月より導入された指定管理者制度の趣旨に沿って、制度の定着化・透明性の確保に努め、平成24年4月1日現在、172施設において指定管理者制度を導入した。			
課題	指定管理者制度の導入拡大を図るとともに、指定管理の評価制度を検討し、効率的・効果的な運用を行う必要がある。			
具体的な取組内容	①新たな指定管理者制度導入施設の検討 ②指定管理の新たな評価制度の確立、効果の検証			
期待される効果	・より効率的・効果的な施設の運用 ・市民サービスの向上			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①新規導入施設の検討		検討	⇒	実施
②新たな評価制度の構築		検討	⇒	実施
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【新規導入施設の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日現在の指定管理者制度導入施設：185施設 ・平成25年度の指定管理者選定手続から新たに指定管理者制度を導入した施設：5施設 <p>【新たな評価制度の構築】</p> <p>平成24年度に策定した「施設の管理運営状況確認シート」を発展させた「指定管理者による公の施設の管理運営に関するモニタリング指針(仮称)」の原案を作成し、実地調査シート、モニタリングチェックシートを作成中。原案について制度導入施設所管課に意見を求め、本年度中の完成と運用開始を目指す。</p>
	最終	◎	<p>【新規導入施設の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設を含む4施設が平成26年度の指定管理者選定手続から新たに指定管理者制度の導入を検討中。 <p>【新たな評価制度の構築】</p> <p>実地調査、モニタリングシートを包含する「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針(案)」について、指定管理者制度導入施設所管課の意見を照会し、提出された意見を基に修正を行った。</p>
26年度	中間	○	<p>【新規導入施設の検討】</p> <p>新規で3施設、継続で7施設の合計10施設につき指定管理者選定手続を行っている。</p> <p>【新たな評価制度の構築】</p> <p>「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」を策定し指定管理者施設所管課あて通知した。今後、本指針の運用により、指定管理者による管理の検証を行う。</p>
	最終	◎	<p>【新規導入施設の検討】</p> <p>平成26年4月1日の指定管理者導入施設は187施設であったが、平成27年4月1日現在の施設数は新規の宮崎市城の駅等を含め191施設となり、新規導入施設は年々増えている。</p> <p>【新たな評価制度の構築】</p> <p>平成26年度中に「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」を策定し、指定管理者制度導入施設所管課宛て通知した。このことにより、本指針による指定管理者の評価・検証が開始した。</p>
27年度	中間	○	<p>【新規導入施設の検討】</p> <p>男女共同参画センター、市営住宅、山村定住住宅の指定管理者選定手続を行っている。</p> <p>【新たな評価制度の構築】</p> <p>平成26年度に策定したモニタリング指針による指定管理者の評価・検証が施設所管課により行われている。モニタリングの結果は各課から提出を受ける予定である。</p>
	最終	◎	<p>【新規導入施設の検討】</p> <p>男女共同参画センター、市営住宅、山村定住住宅において、指定管理者による管理運営が始まった。</p> <p>【新たな評価制度の構築】</p> <p>各課がモニタリングによる管理の検証を開始しており、モニタリングの結果は、各課から提出を受けた。</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	7	所管課	総務部人事課
実施項目名	定型的・専門的業務の民間委託の推進			
現状	本市では、「外部委託の推進に関する基本指針」を策定し、民間が担う方が効率的・効果的に実施できることは民間に委ね、事務事業の委託を図ってきたところである。			
課題	厳しい財政状況の中、事務事業の見直しによる外部委託化や、定型的・専門的業務（窓口関連・出納関連など）の領域にも目を向け、これまで以上に民間活力を活用した市民サービスと事務処理効率の向上を図らなければならない。			
具体的な取組内容	①全庁的に外部委託の可能性について検討 ②外部委託が可能な事務事業の抽出、グループ化			
期待される効果	・外部委託による行政運営の簡素化・効率化 ・市民サービスの向上			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①全庁的に外部委託の可能性について検討		検討	⇒	実施
②外部委託が可能な事務事業の抽出、グループ化		検討	⇒	実施
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>【全庁的に外部委託の可能性について検討】 「外部委託の推進に関する基本指針」に基づき、事業継続の必要性、実施主体、実施手法について各施設所管課に対し調査を実施。 【外部委託が可能な事務事業の抽出、グループ化】 上記調査により各施設の実情把握が完了し、今後、外部委託が可能な事務事業を種類別に分類し、個別に検討を行う予定としている。</p>	
	最終	○	<p>【全庁的に外部委託の可能性について検討】 【外部委託が可能な事務事業の抽出、グループ化】 基本指針に定める業務及び外部委託の状況について市ホームページへ公表を行った。今後も外部委託が可能な業務については継続して検討を行い、積極的な外部委託の推進を進める。</p>	
26年度	中間	○	<p>【全庁的に外部委託の可能性について検討】 「外部委託の推進に関する基本指針」に基づき、外部委託の実施状況の確認を行った。実施事業や実施主体、契約方法について各所管課に対し調査を実施した。</p>	
	最終	◎	<p>【外部委託が可能な事務事業の抽出、グループ化】 基本指針に定める業務や委託状況について市ホームページへの公表を行った。今後も外部委託をさらに進めることが可能な業務について検討を行い、積極的な外部委託の推進を図る。</p>	
27年度	中間	○	<p>【全庁的に外部委託の可能性について検討】 男女共同参画センターや市営住宅などの管理について、外部委託の手法の一つである指定管理者制度を導入することとした。また、外部委託を導入している課及び導入が可能と思われる業務所管課に5月28日に照会を行い、現在、民間委託を導入している業務について委託実施のメリットやデメリットの理由を集めた。</p>	
	最終	◎	<p>【全庁的に外部委託の可能性について検討】 「外部委託の推進に関する基本指針」に基づき、外部委託の実施状況の確認を行った。実施事業や実施主体、契約方法について各所管課に対し調査を実施した。 その際、各課に対し所管する公の施設及び事業について、外部委託の推進の再検証を促した。 【外部委託が可能な事務事業の抽出、グループ化】 基本指針に定める業務や委託状況について市ホームページへの公表を行った。</p>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	8	所管課	管理部料金課
実施項目名	宮崎市上下水道局料金センター業務内容の充実			
現状	平成23年4月1日から、上水道の使用開始・中止や名義変更の受付、水道メーターの検針や交換、料金請求事務から徴収、納付相談、滞納整理までの業務を、料金センター業務として民間に委託した。業務時間は、1月1日～3日を除き、平日は午前8時30分～午後8時、土・日・休日は午前8時30分～午後5時。			
課題	さらなる市民サービス向上のため、上下水道局職員が行っている業務について、委託化を検討する。			
具体的な取組内容	委託が可能な業務を精査し、平成26年4月1日から料金センターでの業務を開始する。 【対象業務】① コールセンター業務 ② 下水道使用開始受付事務 ③ 水道メーターの入出庫業務 ④ 水道メーター交換業務に伴う補修業務 ⑤ 下水道負担金等収納データ処理業務など			
期待される効果	①料金センターの業務内容が充実することにより、市民サービスの向上が図られる。 ②民間委託による経費節減により、上下水道事業の効率的・効果的な経営が可能となる。			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①料金センター業務委託内容決定		実施		
②料金センター業務委託契約締結		実施		
③料金センター業務委託開始			実施	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>料金センター業務委託業者選定委員会を設置し、募集要領、実施要綱、選定基準を決定した。その後、プロポーザル方式による選定について参加事業者を募集し、10月に優先交渉権者を決定した。</p> <p>今後、優先交渉権者と、業務の契約条件等を協議し、契約締結を目指す。</p>
	最終	◎	<p>10月の優先交渉権者決定後、契約条件の協議を行い11月に契約を締結した。</p> <p>契約締結後、従来の委託業務並びに新規委託業務の遂行方法について協議確認し、全ての業務引継ぎを完了した。</p> <p>新年度からの委託業務の円滑な実施を目指す。</p>
26年度	中間	◎	<p>料金センター受託者に対し、業務の拡充によるセンター機能をより充実させ、さらなる市民サービスの向上を目指して、新規業務を中心に円滑な業務遂行を図るべく指導を行った。</p>
	最終	◎	<p>料金センター受託者に対して、トータルに、より円滑な業務遂行を図るべく指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口利用件数は、年間の窓口収納で見ると、平日夜間4,183件、土日祝日4,321件、平日昼間34,004件、合計で42,508件となり、平日夜間・土日祝日利用割合は20.01%となっており、サービスの向上に繋がっている。
27年度	中間	◎	<p>料金センター受託者に対し、センター機能をより充実させ、さらなる市民サービスの向上を目指して、より円滑な業務遂行を図るべく指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、評価表を用いた業務評価を行い、問題意識の共有化を図った。 ・ 業務上発生したそれぞれの課題について、対応の検討、原因の究明及び再発防止の対策検討等を実施した。 ・ 指導すべき事項については、指導記録書をもって、業務指導した。
	最終		<p>料金センター受託者に対し、センター機能をより充実させ、さらなる市民サービスの向上を目指して、より円滑な業務遂行を図るべく指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導すべき事項については、指導記録書をもって業務指導し、再発防止と業務改善を図った。 ・ 窓口利用件数は、年間の窓口収納で見ると、平日夜間4,586件、土日祝日4,330件、平日昼間32,934件、合計で41,850件に上り、平日夜間・土日祝日利用割合21.30%となった。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	9	所管課	下水道部下水道施設課
実施項目名	農業集落排水施設移動脱水車による脱水作業の見直し			
現状	旧宮崎市域にある5カ所の農業集落排水施設(有田、倉岡、長嶺、大瀬町、加江田)の汚泥は、平成15年から職員が移動脱水車で脱水処理し、搬出している。3町域の10施設の汚泥は、民間に委託しており、脱水せず収集し搬出している。			
課題	旧宮崎市域は、汚水量の増加に伴い移動脱水車の処理能力を超えた汚泥が発生している。脱水処理ができない量は民間に委託して処理している。脱水車の点検整備を行う時間の確保も、困難な状況である。 3町域は、脱水せずに収集しており、処理経費が旧宮崎市域に比べて割高になっている。			
具体的な取組内容	①旧宮崎市域5カ所は、移動脱水車による脱水作業を外部に全面委託する。 ②3町域10カ所は汚泥を収集運搬しているが、順次対象施設を増やし外部委託による脱水作業で脱水処理を施した後、搬出していく。			
期待される効果	・汚泥量の増加や変動に対して安定的かつ柔軟に対応ができ、3町域を含めることにより、歳出削減にも、大きな効果が期待できる。			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
脱水作業の全面外部委託(旧宮崎市域)		実施	⇒	⇒
脱水車による脱水処理(3町域)			実施	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【旧宮崎地区脱水作業委託における作業効率の検討】</p> <p>旧宮崎地区の5施設において脱水作業を問題なく行っており、生汚泥の処分費削減が行えている。</p> <p>平成26年度は、汚泥発生量の多い2施設の脱水作業を追加し、以降、作業時間等検討して順次施設を追加していく計画である。</p>
	最終	◎	<p>【旧宮崎地区脱水作業委託における作業効率の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧宮崎地区の5施設脱水作業を外部に委託し汚泥量の変化に問題なく対応できた。 ・平成26年度実施予定施設の試験的脱水作業の実施(11月) ・移動脱水作業対象施設の絞込み(12月)
26年度	中間	○	<p>【3町域10箇所の内から脱水作業委託を追加し作業効率化を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧宮崎地区の5施設において脱水作業を問題なく行っており、生汚泥の処分費削減が行えている。 ・平成26年度から3町域10箇所の内2箇所を追加して脱水作業をおこなっており、生汚泥の処分費削減が行えている。 ・今後の処理対象追加については、脱水車の老朽化に伴う能力低下と1台運用での処理限界を見極めなければならない。
	最終	○	<p>旧宮崎市域5施設の汚泥は問題なく処理でき、平成26年度から田野、清武の汚泥発生量の多い2施設を追加して処理を行ってきた。今後は処理対象施設を増やしていきたいが、移動脱水車の能力、経年劣化による脱水車の更新計画を考慮すると対象施設を増やすことは厳しい状況にある。</p>
27年度	中間	◎	<p>【旧宮崎地区脱水作業委託における作業効率の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧宮崎地区の5施設脱水作業を外部に委託し汚泥量の変化に問題なく対応できた。(25年度達成) <p>【3町域10箇所の内から脱水作業委託を追加し作業効率化を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度から2施設を追加して最大効率化できた。(26年度達成) ・目標を達成し、歳出削減効果を確認できた。(27年度4月)
	最終		

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)−必要額(取組みに要した額)				
25年度	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		
26年度	H24(脱水直営5施設+未脱水10施設)−H26(脱水委託7施設+未脱水8施設)					
	効果額内訳	不要額	24,196 千円	積算内訳	・処分費16,807 ・委託費 7,389	
	1,551 千円	必要額	22,645 千円	積算内訳	・処分費11,620 ・委託費11,025	
27年度	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
	No.	83	所管課	地域振興部市民課
実施項目名	証明書のコンビニ交付の導入			
現状	21か所の証明窓口で、原則、市役所窓口の開庁日・開庁時間に証明書の交付業務を行っている。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって利便性の高い、より身近な場所での証明書交付が望まれている。 ・来庁者が多く、証明窓口や駐車場が混雑している。 ・混雑時には、正確な事務処理をより多く、より早く行うことが優先され、申請者に応じた丁寧な接客の実施に苦慮している。 			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動交付機(8か所9台)と、窓口端末で取り扱っている「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」について、住基カード及び個人番号カードを利用してコンビニエンス・ストア(市内約140店舗、全国約47,000店舗)で交付できるようにする。 ・戸籍に関する証明や税証明など、コンビニ交付で取り扱う証明書の拡充を検討する。 <p>※平成27年10月より自動交付機を撤去して、コンビニ交付で使用する機器と同じマルチコピー機を3ヶ所(市民課、赤江地域センター、生目地域センター)に各1台設置</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利便性向上 ・窓口・駐車場等の混雑解消 ・有人窓口でのサービス充実(複雑な請求に対する、より丁寧な対応) ・事務の効率化及び事務改善 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①コンビニ交付の導入		計画・実施	⇒	⇒
②コンビニ交付できる証明書の追加			検討	検討・計画
備考 (用語の説明)		コンビニ交付:全国の対象店舗に設置してある多機能端末機を利用して、年末年始を除く、午前6時30分から午後11時に、他人の手を介することなく、住基カードと暗証番号で本人確認を行い、簡単な操作で証明書を交付できるシステム		

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	△	コンビニ交付サービスの開始時期を12月下旬として、コンビニ交付サービス運営主体(財団法人地方自治情報センター)等との連絡調整を図り、実施の準備を進めた。	
	最終	○	住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを、12月19日に開始した。全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス(市内約140店舗、全国約42,000店舗)で交付可能となった。	
26年度	中間	○	証明書の追加について検討し、平成27年度予算化に向けて「情報化推進計画調書」を提出し、サンシャインネット推進委員会に諮った。	
	最終	○	サンシャインネット推進委員会の結果(「条件付承認」)を受け、証明書の追加時期について検討し、平成28年度の実現に向けて、平成27年度から平成28年度までの債務負担行為を設定した。	
27年度	中間	○	証明書の追加時期について検討し、事業着手を平成28年4月からとして、債務負担行為に基づき平成28年度の予算要求を行なった。	
	最終	○	所得証明、所得・課税証明、課税証明及び戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、戸籍の附票の追加時期を平成28年12月として、委託契約を締結した。	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
25年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		
26年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		